

公調委事第 120 号
平成 30 年 9 月 26 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

公害等調整委員会委員長
荒 井 勉

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

平成 29 年 8 月 29 日付け国総収第 34 号をもって意見照会のあった、一般国道 494 号改築工事（吾桑バイパス・高知県須崎市桑田山字小濱谷地内から同市吾井郷字岡山地内まで）に関して、高知県収用委員会（以下「処分庁」という。）が平成 28 年 11 月 16 日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対する X からの審査請求について、貴殿から提出された資料に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものと考える。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
 - (1) 本件裁決により収用される土地（以下「収用対象地」という。）は墓地であり、取り上げられたら私共の足場を失ってしまう。
 - (2) 収用対象地については、処分庁で審理を行うまでもなく、亡 A の 1 回目の家督相続により既に亡 B に所有権が移転しており、2 回目の家督相続において亡 C が所有権を相続することはない。よって、亡 C の相続人である D に収用対象地の所有権はない。
 - (3) 本件裁決書によると、収用対象地以外の土地については処分庁の権限外

の事項とあるが、当該土地と収用対象地の所有者は同じであり、収用対象地は「おとり」として残ったもので無関係とはいえない。

(4) 収用対象地以外の土地については、亡E、F、亡G、Hが談合を行い、移転登記してお金を受け取ったと聞いている。持ち分通りに分けてほしい。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

(1) 上記1(1)に関し、審査請求人の主張は、収用対象地の収用につき土地収用法（以下「法」という。）上の収用に係る要件に反した収用であり、収用に先行する収用対象地に係る事業認定がその要件を欠いている旨の主張であると解される。しかしながら、事業認定が無効である場合を除き、事業認定の適否については収用委員会に審査権限がなく、土地所有者等は収用手続又は収用委員会の審理において意見を述べることができず（法第43条第3項、第63条第3項）、また、上記主張は事業認定の無効事由に該当しないことからすれば、上記1(1)は、本件裁決の不服の理由とすることはできず、審査請求の対象とはならない。

(2) 上記1(2)に関し、審査請求人の主張は、収用対象地の権利者に誤認がある旨の主張であることから、権利者の認定手続における処分庁の判断の適否について検討する。資料によると、収用対象地は、亡Aの所有名義となっているが、処分庁は、裁決申請書の添付書類、明渡裁決申立書の添付書類、現地調査及び審理の結果等に基づき、亡Aの1回目の隠居時点における収用対象地の状況、亡Aの1回目の隠居後の収用対象地の所有者及び亡Cにおける1回目の改葬後の収用対象地の状況についてそれぞれ検討したところ、収用対象地の所有権については、大正a年b月c日家督相続による亡Aの家督相続人亡Bの法定相続人（審査請求人はその一人）であるのか、あるいは昭和d年e月f日家督相続による亡Aの家督相続人亡Cの法定相続人であるのか、その帰属を明らかにする確実な資料が存しないという判断に至ったものと認められる。その上で、処分庁は、争いのある私法上の権利関係を確定する権限を有する司法機関ではなく、また、収用手続はこのような権利関係を確定することを目的としたものではないことから、土地所有者兼関係人（物件所有者）について「不明。ただし、大正a年b月c日家督相続による亡Aの家督相続人亡Bの法定相続人又は昭和d年e月f日家督相続による亡Aの家督相続人亡Cの法定相続人」と判断したものであり、その判断に違法又は不当な点はない。

また、審査請求人の主張は、その他の主張内容に照らすと、損失の補償

についての不服と解する余地はあるが、損失の補償についての不服は、法第132条第2項の規定により、本件裁決の不服の理由とすることはできない。

(3) 上記1(3)及び(4)に関し、審査請求人の主張は、収用対象地以外の土地についての主張及び任意交渉における起業者の対応に対する不満と解されるが、収用対象地以外の土地に関する事項及び任意交渉等に関する事項は本件裁決を行うに当たって考慮すべき事項ではなく、処分庁の権限外の事項であることから、処分庁がこれらについて判断しなかったことに違法又は不当な点はない。

3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものと考える。